

健 発 0222 第 5 号
平成 31 年 2 月 22 日

国土交通省大臣官房長 殿

厚生労働省健康局長



「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（通知）

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）については、平成 30 年 7 月 25 日に公布され、その概要については「「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（平成 30 年 7 月 25 日付け健発 0725 第 2 号厚生労働省健康局長通知）、また、一部の規定の施行については「「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について」（平成 31 年 1 月 23 日付け事務連絡）により示したところである。

今般、改正法の施行に関し、「健康増進法施行令の一部を改正する政令」（平成 31 年政令第 27 号）等の関係政省令・告示が公布されたところであり、これらの内容及び施行に係る留意点等は、都道府県知事、保健所設置市市長及び特別区区長宛て通知「「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）」（別添）のとおりであるので、貴府省庁におかれても、これらの内容について十分御了知いただくとともに、所管の独立行政法人、関係事業者等に政省令等の内容等の周知徹底をお願いする。